



2026年2月10日

各 位

会社名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号: 6141 東証プライム)
問合せ先 代表取締役副社長経理財務本部長 小林 弘武
(TEL 03-6758-5900)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年4月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,829,500株
(3) 処 分 価 額	1株につき3,113円※
(4) 処 分 総 額	5,695,233,500円
(5) 処 分 先 及 び その人数並びに 処 分 株 式 の 数	当社の執行役員 17名 137,800株 当社の従業員 1,055名 1,684,100株 当社のグループ会社の従業員 3名 7,600株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

※ 2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を記載しております。なお、当社は、本日、2025年12月期 決算短信〔IFRS〕（連結）等を公表していることから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2026年2月18日（以下「条件決定日」といいます。）に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(i)2026年2月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,113円と(ii)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたしました。なお、付与対象者には2026年3月27日の株主総会にて取締役に就任予定の執行役員を含んでおります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年10月30日付「役職員に対する譲渡制限付株式報酬制度の変更に関するお知らせ」のとおり、2021年の12月より、当社の執行役員及び従業員に対して、DMG MORI AGの普通株式を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「現行制度」といいます。）を導入しておりましたが、DMG MORI AGの株式に代わり、当社の執行役員、従業員及び当社のグループ会社の従業員（以下、「対象役職員」と総称します。）に対して、当社の普通株式を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に変更することを決議しました。また、本制度は、資産形成の一助とすることに加え、DMG MORIグループの中長期的な業績向上に向けて、対象役職員の意欲を向上させ、積極的な企業価値向上への参画を促すという現行制度の目的を踏襲するものです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象役職員は、本制度に基づき当社及び当社のグループ会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役職員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役職員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役職員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本自己株式処分にあたっては、当社は、割当予定先である対象役職員 1,075 名に対して、当社の普通株式 1,829,500 株を付与すること致しました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象役職員 1,075 名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象役職員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2026年4月30日から当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象役職員が2026年4月30日から2031年12月21日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）本権利確定期間中に、対象役職員が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

対象役職員が、当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を含む）により退任又は退職した場合には、本割当株式の全部について、対象役職員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

対象役職員が、譲渡制限期間中に当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位をも定年その他の正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する（ただし、2031年12月22日以降の日に、対象役職員が当社又は当社のグループ会社の役職員のいずれの地位をも自己都合により退任又は退職した場合（非違行為事由に該当する場合を除く。）はこの限りでない。）。また、当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株

式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役職員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象役職員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、「1. 処分の概要※」に記載のとおり、既存株主の利益への配慮という観点から、また、恣意性を排除した価額とするため、(i) 取締役会の直前取引日（2026年2月9日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である3,113円と、(ii) 条件決定日の直前取引日（2026年2月17日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額に本自己株式の処分価額を最終的に決定いたします。かかる本自己株式の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上